

## 三鷹市地域防災計画〈震災編〉（改定素案）に係る市民意見への対応について

### 【凡例】

- ①計画に盛り込みます・・・・・・・・意見を概ね提案どおりに盛り込むもの
- ②計画に趣旨を反映します・・・・・・・・意見の趣旨を計画に反映するもの
- ③対応は困難です・・・・・・・・趣旨の反映を含め計画に盛り込むことが困難なもの
- ④事業実施の中で検討します・・・・・・・・事業実施段階で判断するもの
- ⑤既に計画に盛り込まれています・・・・・・・・既に意見が計画に盛り込まれているもの。既に意見の趣旨が計画に反映されているもの
- ⑥その他・・・・・・・・その他の意見など

パブリックコメント提出  
状況

人数： 5名  
件数： 33件

※パブリックコメントによる市民意見については、一部抜粋又は意識して掲載しています。

No	該当ページ	該当部分	市 民 意 見	対 応 の 方 向 性
1	46	①防災教育の充実と災害に強い人材育成	私が提案させていただくのは、「市民と地域の防災力向上」に関する意見である。具体的には、「防災小説」の活用である。中学校で「防災小説」の取り組みを始めることの提案とともに、地域としても市民への啓発ツールとして「防災小説」を用いることを提案する。	④ 防災教育の内容については、様々な手法の中から事業実施の段階で検討します。
2	46	①防災教育の充実と災害に強い人材育成	当該施策の具体性が見えない。地域活動を通じて見えてきたことは子育て世代は防災について意識が高く、反面高齢者は、市配布の防災情報印刷物、HPに関心がなく、防災情報に関する無関心層となっている。このような状況の改善案を示して欲しい。	⑤ 防災訓練や防災出前講座等を引き続き実施し、市民の生活実態に即した防災対策の周知に継続して取り組みます。
3	46	②防災訓練の充実	調布飛行場を活用した大規模な防災訓練（三鷹、調布、府中、小金井、東京都(各島しょ)を含む。）の実施を希望する。	④ 東京都調布飛行場は、東京都地域防災計画に基づき災害発生時に東京都の輸送拠点になります。今後意見のような防災訓練が開催される際は、積極的に参画します。
4	47-48	①自主防の活性化	コミュニティや自主防の「構成員の減少と高齢化が進んでいることから、災害時の地域コミュニティのあり方についての検討等を進め、継続的な自主防活動の推進を図る。」は、なるほどと思ったが、具体的にどうするのか？ 自主防は、地域の町会、自治会との関係が大きい。現在の住民は、どう考えているのか、実態調査をする必要があるのではないかと？	④ 平時の地域コミュニティと自主防災組織のあり方は、一定程度の連続性が求められるものと考えています。従って、平時の地域コミュニティの活性化に向けた取組の中で自主防災組織との連携についても検討していきます。
5	47-48	①自主防の活性化	避難所運営に関して運営委員の多くが地域住民協議会・町会・自治会組織員及び避難所管理当事者で構成されているが、資源価値・コストの一部でも補償する制度を早急に検討・実現すべきである。 同時に避難所運営委員には市職員に準じる地位を補償し、平時・発災時の地位を保障し、運営委員活動中の責任を市の包括責任の範囲とするべきである。	⑤ 自主防災組織等の構成員の減少と高齢化が進んでいることは課題であると認識しています。災害時の地域コミュニティのあり方について検討等を進め、継続的な自主防災活動の推進を図っていきます。

No	該当ページ	該当部分	市 民 意 見	対 応 の 方 向 性
6	48	②地域防災活動支援組織による支援	3、11、13及び15の意見について、総合的に、新たに発足したNPO法人「Mitakaみんなの防災」に立案、各方面との交渉、実施を提案する。	⑥ NPO法人Mitakaみんなの防災は、市民への防災意識啓発や市民組織のネットワーク化等の自助・共助の強化を目的に活動しています。ご意見のあった各組織との連携は防災課を中心にを行います。
7	51-52	2. 地域による応急・復旧対策の実施	震災は、いつくるかわからないため、担当者の誰かが災害に巻き込まれたり、想定外の事態にも対応できるよう、複数の使用ルートを定め、避難する住民にも、できるだけアクセスがしやすいよう情報共有を、広げておくべきだと思う。	④ 避難所等の防災拠点を確実に運用できるよう、訓練の実施やマニュアルの見直しに引き続き取り組んでいきます。
8	51	イ 安否確認・救助活動	町会で昨年春に町会の一部地域に限ってその効果を計り、40%の効果をえた。その後、半年後には、住民の15%がそれを理解しているとの結果を得た。上記数字を貴課としてどう判断するか。 また、昨年10月に警察防犯担当者の防犯講座を受講した。この時、災害時のタスキ使用について聞いたところ、講師は「タスキに関する市政策について知らない」とされ、同時に防犯視点でいえば「発災時に安易にこのような第三者への表示はお勧めしません」とのことであった。	④ 市が取り組んでいる黄色いタスキを活用した安否確認について、その認知度を高め、目的や使い方を正しく市民や関係機関に対して周知できるよう、丁寧に事業を進めていきます。
9	89	③通信手段の冗長化	停電や通信系統が一部破壊された場合でも、充電や通信回線を補えるような設備を地域に整えることの優先順位は高いと思う。そのような計画は、「努める」というような努力目標ではなく、具体的な数値を伴った計画を立ててほしい。	⑤ 通常の通信回線の使用が困難なとき等においては、避難所Wi-Fiを確実に運用できるよう、使用ルール等の整理を行っていきます。また、充電環境の整備についても引き続き取り組んでいきます。
10	109	(1)市BCP棟の推進(全庁)	1月21日に実施された避難所運営講習においても、当事者としてそこにいるべき市の担当の参加がなかった。このような状況のもとで防災事業の水平展開と統合が実現できるのか。	④ 各事業の必要性に応じて庁内及び関係機関と連携しながら事業を実施していきます。
11	126	①災害派遣部隊の受入態勢	中央防災公園、杏林大学病院、調布飛行場の活用としてヘリポートを拡充してほしい。	⑤ 東京都地域防災計画に基づき杏林大学医学部付属病院は緊急離着陸場候補地に、東京都調布飛行場は東京都の輸送拠点にそれぞれ位置付けられています。 なお、三鷹中央防災公園に近接する緊急離着陸場候補地として、市立第一中学校や杏林大学医学部付属病院が位置付けられていますので、三鷹中央防災公園を緊急離着陸場候補地に位置付ける予定はありません。
12	155	①市の取組	災害時医療救護所が立ち上がると、開業医等は各参集場所へ集まることになっているが、訪問診療専門医においては対応はどのようにしているのか。 寝たきりや医療依存度の高いケースなどでは、可能な限り在宅避難を継続することが現実的な対応である。これらのケースは通常でも医療や薬局を訪問で対応していることがかなり多い。発災時における在宅医療体制について、別途記載が必要だと考える。	⑤ 在宅療養者の医療支援については、公益社団法人三鷹市医師会において、訪問診療専門医も含めた災害時医療体制配属表を定めています。また、災害時の在宅医療体制については、難病患者等の医療依存度の高い在宅療養者の安全確保として本計画に定めており、急性期(発災後72時間後)以降は、本計画に基づく災害医療体制により対応することを想定しています。
13	165	ウ 医療保健拠点	長谷川病院を今まで以上の総合病院にしてほしい。 また、長谷川病院と調布飛行場を結ぶ、大型バスの直接通行可能な道路の拡充を希望する。	⑤ 長谷川病院については、市が災害医療支援病院に、東京都が災害拠点精神科連携病院にそれぞれ位置付けています。 長谷川病院への交通アクセスについては、市の緊急輸送道路において確保されています。
14	191	(1)駅周辺滞留者への情報提供(総務部)	帰宅困難者の対策は重要と理解するが、鉄道各社によって“職員の安全第一”を優先事項とする会社もあるはずで、各事業者の経営思想との調整が要点と考える。	⑤ 関係機関が参加する三鷹市防災会議の部会等の機会を活かし、災害対応の実効性を高めていきます。

No	該当ページ	該当部分	市 民 意 見	対 応 の 方 向 性
15	191	(1) 駅周辺滞留者への情報提供（総務部）	三鷹駅西側の電車庫の活用。列車ホテルとして活用可能な、交渉と準備が必要と考える。	③ 東京都地域防災計画に基づき、三鷹駅は、災害時に輸送拠点として活用するよう、計画されています。
16	193	① 帰宅支援体制の整備及び周知	帰宅困難者は鉄道交通だけではなく、周辺幹線道路を使用しての徒歩避難者が多く予測されるが、例え一時通過避難者であっても、その対応方法の事前確認が肝要と思う。	⑤ 徒歩帰宅者の支援は、広域連携での対応となることから東京都や隣接自治体と連携し、東京都が定める帰宅支援ステーション等への誘導や市内の交通機関の情報提供等について準備を進めていきます。
17	204-205	① 避難行動の周知	井の頭地区の危険について、住民に徹底した周知が必要であると同時に、周辺地域の防災活動者への事前準備の要請をより具体的に実行すべき。一例として夜間に震災後井の頭で大規模火災が発生し、近隣へ住民が避難する場合、玉川上水にかかる橋の安全通行をどう担保するのか。	④ 井の頭地区に限らず、三鷹市においては、災害状況に応じて居住地区以外の地区への避難も可としています。隣接住区への避難の考え方については、防災訓練や防災出前講座等の機会をとらえ、引き続き周知していきます。また、避難する際に橋においてボトルネックが生じない、避難指示等を適切に実施できるよう努めます。
18	204-205	① 避難行動の周知	被害が想定される地域（特に井の頭）では、避難所・在宅避難等の基盤の喪失が課題であり、隣接地域への避難が喫緊の課題として検討されていると理解するが、当該情報が対象地域住民に周知されているのか。	④ 井の頭地区に限らず、三鷹市においては、災害状況に応じて居住地区以外の地区への避難も可としています。隣接住区への避難の考え方については、防災訓練や防災出前講座等の機会をとらえ、引き続き周知していきます。
19	204-205	① 避難行動の周知	避難所は地域避難所に対する物心のサポーターであるべきで、ハブ&スポークの機能を設置して、新たに中間拠点となるサブハブ施設を配して多様な避難状況対応機能を目指すべきであるとする。	⑤ 避難場所、地域避難所、学校避難所等のそれぞれの役割について、防災訓練、防災出前講座等の機会をとらえ、引き続き周知していきます。
20	209-210	③ 避難所用備品の拡充	トイレについての記載がここにはないが、発災時のトイレの課題は非常に大きい。数の絶対的な確保とともに、衛生を保つ方式のポータブルトイレや携帯トイレの拡充が望まれる。組み立て式のトイレが和式の場合は、洋式への更新が望ましい。また、スフィア基準に基づき、プライバシーを確保され尊厳が保たれるような環境が確保されることを求めたい。	② 被災状況によって、使用するトイレも変化することから多様な災害用トイレを備蓄することについて追記します。
21	210	(2) 福祉避難所の開設・運営強化	「福祉避難所を利用する可能性がある高齢者や障がい者のケアを平常時から行っている地域包括支援センター等とも連携を図り、運営方法や支援方法等について協議を進めていく」 「等」の記載があるが、地域包括支援センターは制度上は高齢者のみについての窓口である。障がい者における連携機関も明記すべきではないか。	① 障がい者対応を実施する機関を追記します。
22	218	① 衛生管理	感染症を含む避難所の健康対策として、市内に施設を持つ医学・健康福祉教育機関（杏林大学など）の専門家・学生（医学・健康保健・将来的に消防、養護教師、臨床心理の人材資源・社会科学の学習者）の知見の活用を推進すべき。	④ 専門家の意見等を各施策に反映させられるよう、公益社団法人三鷹市医師会と連携して各施策を検討するとともに、専門家が参画している三鷹市防災会議等を積極的に活用していきます。
23	225	第9章 要配慮者等への支援について	基本的な考え方として、「避難所での生活が困難で在宅避難生活を送らざるを得ない避難者に対する支援のあり方について対策を強化する」ことは、現実的な対応として望ましいと考える。	⑤ 第9章の対策の基本的な考え方とおおり、在宅避難生活を送らざるを得ない避難者等に対する支援のあり方について対策を強化していきます。

No	該当ページ	該当部分	市 民 意 見	対 応 の 方 向 性	
24	230	①高齢者・障がい者に配慮した防災対策の推進	当事者の視点を取り入れていくこと、できるだけ多様な当事者の参画を得られるようにすることは非常に重要である。 また、在宅の避難行動要支援者においては、福祉施設より、在宅を支える関係職種がより具体的な状況を把握しているのが現状である。介護事業者連絡協議会の訪問部会等とも連携をはかり、現場の最前線で支援を行なっている専門職の視点を取り入れることで、実態に即した備えができることと考える。	⑤	引き続き三鷹市介護保険事業者連絡協議会の各部会等と連携を図り、平時の支援の中で、災害時を想定した取組を進めていきます。
25	230	②地域における安全対策	地域ごとに当事者と地域で避難所運営に関わる関係者とが対面し、発災後のニーズを伝えることで、顔の見える関係づくりを行なえるような機会を定期的につくることも必要であるとする。 当事者や関係者に、「参加してもらう」「啓発する」だけでなく、自ら積極的に発信してもらい「参画」してもらうよう、機会をつくる配慮が必要ではないだろうか。	①	総合防災訓練などの実施に当たって、「積極的な参加を呼び掛け」から「企画・計画段階から参画を呼び掛け」に変更します。
26	231	オ 高齢者や障がい者の自助への支援	高齢者の場合、「安心キーホルダー」や「救急医療情報キット」の制度がある。すでに運用されているこれらの仕組みに、災害発生時に必要な情報を追加して保管するような仕組みは検討できないだろうか。より実効性のある取組になるよう、関係部署間で既存の取組について共有され、地域包括支援センター等の意見もふまえて方法を検討してほしい。	④	ご意見を頂きましたとおり、関係部署間で既存の取組について共有できるよう、連携を進めていきます。
27	232-235	(1)要支援者名簿及び個別避難計画の作成・避難支援等関係者への名簿情報及び計画情報の提供（総務部、健康福祉部）	当該事業は市地域福祉課の主宰と理解する。町会・自治会は事業協定書にもとづく責任と費用を負う管理体制ではない。要支援者活動を町会・自治会に求めるならば、当該事業に関する責任・費用すべてを市負担する制度を構築してほしい。同時に、町会会員で当該事業に携わる人的資源に対する日常教育と地位の保障を与える制度構築を要望する。	④	避難行動要支援者への支援が適切に実施されるよう、市と避難支援等関係者間の連携については、協定締結団体の意見も踏まえた上で検討します。
28	235	②自助による災害対策用品等の準備の啓発	「自助」は当然ながら一義的には障がい等当事者自身で備えに取り組むことが望ましい。しかしながら、自分から備えることが難しい方も少なくないのが現実である。「患者又は家族において準備を行なえるよう、専門医療機関やかかりつけ医、その他関係者が支援していく」ことが必要と考える。	①	相談先にその他関係者を追記します。
29	235-236	①避難所運営マニュアルの見直し	「避難所運営連絡会等において、要配慮者への対応を考慮した避難所運営のあり方について検討を進める」ことは、重要なことである。検討にあたっては、医師だけでなく多様な現場の専門職に意見を求めてほしい。	⑤	避難所における多様なニーズに対応できるよう、各専門職と連携し、避難所運営連絡会等において議論を進めていきます。
30	236	②福祉避難所の運営マニュアル作成の推進	介護施設等は、職員体制が確保できない事態も予想される。特に入所施設であれば、入所利用者の対応を優先せざるを得ない。 連絡会では、情報連絡体制や協力体制についての話し合いや訓練なども必要ではないだろうか。より具体的な記載があるとよいと考える。	④	個別の課題や取組については、施設によって状況が異なるので、福祉支援班や協定締結団体等との連絡会等において協議を進めていきます。
31	279	(1) 応急危険度判定のための体制整備（都市整備部）	発災後の住宅居住の可否について「応急危険度判定」との関係において集合住宅の居住者に明示しておく必要があるのではないかと。	④	応急危険度判定の役割や目的について、機会をとらえて周知を行っていきます。

No	該当ページ	該当部分	市 民 意 見	対 応 の 方 向 性
32	293	災害廃棄物処理体制の確立 (環境衛生班、道路交通班)	災害廃棄物の取扱いについて市内事業者にISO基準に基づく資格取得と統制の実現を急ぐべきと思う。 特に危険物の取扱いについて市職員に危険物取扱・放射性物質の取扱いに付随する資格を適宜取得させ、発災時の適切な対応を実現すべき。	④ 危険物の取扱いについては、人体に害が出ないように優先的に回収することが重要であるので、処理体制づくりを引き続き推進していきます。 また、放射性物質を含んだ廃棄物については、災害廃棄物対策指針(改定版、平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室)に基づき国の方針に従い処理を行います。
33			NPO法人Mitakaみんなの防災に経営能力・事業企画能力と戦略の実態が見えてこない。よって、経営当事者に関して法人および事業経営に能力のある人材を外部から招聘して法人経営の刷新を図り経営の実効性を求めるべきと考える。	⑥ 三鷹市地域防災計画<震災編>(改定素案)に対する意見ではなく、NPO法人Mitakaみんなの防災に対する意見なので、本意見については、市がNPO法人Mitakaみんなの防災に伝達します。